## 信 頼 0 原

# 大型貨物自動車の左折時の 後続車両に対する注意義務 則

九号、業務上過失致死被告事件) 東京高裁昭和五六年五月一三日第一一刑事部判決 判例時報一〇一三号七頁、 (昭和五五年ら第一二 判例 アイ L

ズ四四四号五頁

折しようとしたが、付近の交通が渋滞していたため、交差点の の道路を直進し、前方の交通整理の行われていない交差点を左 トルの歩道が両端に設けられた片側一車線(幅員約三メートル) 物自動車 高二・八二メートル)を運転する被告人が、幅員約二・五メー 一〇メートル手前の踏切直前の停止線で約 本件は、 (車長七・五八メートル、車幅二・四八メートル、車 昭和五三年九月二七日午前八時四〇分ごろ、大型貨 一〇秒ないし一五

### 横 瀬 浩 司

続して進行中、 次第に加速し、踏切を越えた辺りで左に転把を開始し左折を継 方および左後方において並進または後続車両の有無を確認して けで、踏切直前の停止線上で停止中あるいは発進時には、左側 いない)、幅員約一三メートルの踏切のやや中央に寄りながら 左折態勢に入った後、初めて後写鏡により左後方を一瞥しただ 被告人は、一時停止後発進を開始するまで左折の合図をせず、 秒間停止した後、左折の合図をするのと同時に発進し(その際 おりから被告人車両の左側を直進中の足踏式自

転車に自車左側前部を接触させて、

自転車に乗っていた母子三

後輪で轢過して死亡させたもので (三三歳女性が後部に六歳と四歳の二児を乗せて進行) しある。 を左

れ

との関係で進路の安全を確保しながら進行し、

旨は、 時停止中からつとめて、 そのまま左折する場合に比較して、前方ならびに右方に対する 折する場合であったから、一時停止することなく進行してきて ことを意味しているものであることは自ら明らかである。 側に注意を払うという表現はやや適切を欠くとしても、その趣 方にも注意を払うべきであるから、 転車等の有無、 交差点の三○メートル手前から左折の合図をするとともに、一 理 よりも左後方に対して注意を傾ける度合が多く要求されるのは に本件の場合には、一時停止後に再発進しかつ踏切を渡って左 より運転者は通常の運転方法として左方のみでなく、前方、 は運転者に対して不可能を強いるものである旨主張する。 で当 ´左側歩道上を後方から進行してくる自転車等の有無・動静を 訴趣意(法令の解釈適用の誤りの主張) |然というべく、このような場合、 左折する場合には左方に対してとくに入念に注意すべき 所論は、 動静に絶えず注意を払うことを要求しているの 原判決が後写鏡によって自車左側を通行する自 おそくとも発進直前には、 原判決のいう絶えず自車左 被告人としては、 につい 後写鏡によ とく 右

し

ればならず、 衝突等を未然に防止すべき業務上の注意義務があるといわなけ これが運転者にとってさほど苛酷な負担を強いる

ものとは解されない。

側方を並進するに至ったもので、 避義務が強く要請されるとし被告人の刑事責任を否定するが、 に応じた適切な左折準備態勢をとっていなかっ あったと認められる。 きていた時点で、さらにその後も視認することは甚しく困難で 左後方の歩道上を自転車を運転、 交差点の手前約一〇メートルの踏切直前で一時停止中被害者が 条五項が適用ないし類推適用される場合であるところ、本件は しようとしたもので、特別の事情のないかぎり道路交通法三四 ルで自車左側を並進中の自転車を追い抜き、交差点を左折進行 トルで直進中、交差点の手前約三五メートルないし六〇メー 右判決の事案は、大型貨物自動車を運転し時速約四○キロ な準備態勢に入っていたのであるから、被害者において事故 決(刑集二五巻四号六五五頁)を引用して、被告人車両が適切 たのは発進時で、 所論は、 最高裁判所昭和四六年六月二五日第二小法廷判 被害者がすでにそれを視認できない位置に したがって、 直進してきて被告人車両の左 しかも、被告人が左折合図 被告人車両は具体的な状況 たのである

第三小法廷判決 また、 所論が引用する最高裁判所昭和四五年三月三一 (刑集二四巻三号九二頁) の事案は、 普通貨物 В

本件は右の判例とは事案を異にする

それが自車の死角内に入る前にこれを把握したうえ、

認していないことが認められるのであるから、右判例は本件に 合図をしておらず、発進時に後写鏡による後続車両の有無を確 可能性がより多いと考えられること、道路交通法所定の左折の であるから、その間に被告人車両の左方に自転車等が入り込む こと、踏切手前で約一○秒ないし一五秒もの間停止していたの 告人車両は大型貨物自動車であって死角の大きさに差異がある うえ左折を開始したものである。しかし、本件においては、 のち信号が青になるや後写鏡を見て後続車両の有無を確認した 図 をして除行し、交差点の手前で赤信号によって瞬時停止した 動車の運転者が、交差点の約三〇メートル手前から左折の合

控訴趣意 (公訴権濫用の主張)につい 7

れていることである。

適切ではない。

あり、 ならないという関係にあるとはいえない。 メー 該事故に関する刑事責任を転嫁することはできないし、 る自動車を製造しまたこれを認可した自動車メー ことから直ちに被告人に過失責任がないとして、 義務が要求されるのはむしろ当然であり、 て当該車両に死角のあることを念頭において可能な限 されている実情にある。このような大型車を運転する者に対し 大型貨物自動車の運行は社会的経済的に必要不可 カー 現に広大な死角を有する大型貨物自動車が多数運転に供 P 国の責任を追及しなければ運転者 大型車に死角がある この責任 右 カーや国に当 が明らかと の死角のあ 欠の要請で いりの注意 自動車

> 執行を三年間猶予するのが相当である。 年六月の実刑を科した原判決の量刑は重きに過ぎ、 現段階においては、 諸般の事情からみて、 被告人に対し禁錮

### (研究)

被

# 問題の所在

は、 また、 は、ドライバーにとって特に注意が必要とされることも熟知さ に、右折より左折時にその危険性は、増大する。 ラーおよび、サイドミラーで視認できる範囲はおのずから限度 があり、車両の左後方ならびに右後方に、いわゆる死角ができ、 大型自動車は、その構造上、運転者が運転席より、 普通自動車より大型貨物自動車により顕著に現われ、さら 右左折の際には、いわゆる内輪差が大きく生じる。 これらのこと バ . ックミ

検討するとともに、大型自動車の左折時の交通事故の判例の中 頼の原則と注意義務の要件である予見可能性との関連を考察・ 対して注意義務が認められた事案であり、 で、本件がいかなる意義を有するのかを明らかにしてゆきたい 適用が否定された事例である。そこで、本稿においては、 本件は、まさに、その大型貨物自動車の左折時の後続車両に Ļ١ わゆる信頼の原則

# 信頼の原則

被害者あるいは第三者が適切な行動をすることを信頼するのが 信頼の原則とは、 一行為者がある行為をなすにあたって

控訴趣意

(量刑不当の主張)

について

負 行動 分野においても信頼の原則の適用範囲が広められてきている。や組織的企業活動等によって危険な業務を分担する共同作業の の判例においても、 この信頼の原則の生成・発展には、「許された危険」と「 識的に採用され、その確立を見、そして、さらに、チーム医療 年一二月二〇日判決(刑集二〇巻一〇号一二一二頁) 1 相当な場合には、 ・ツの交通事故判例において認められ確立したもので、(2)(3)(れない」とする原則と定義づけられる。この原則は、 によって結果が発生したとしても、それに対しては責任を 『性』の思想が背後にあるといってよいであろう。(5) たといその被害者あるいは第三者の不適切 道路交通事故の分野では、 最高裁昭和四一 当初ド わが国 社会

分析される。しかし、この構造をどのように理解するかについ予見可能性――予見義務、結果回避可能性――結果回避義務に 過失論との対立がある。(6) 考えるべきであるという伝統的過失論と、 見可能性が過失犯の中核となり、 結果無価値的に過失犯をとらえる伝統的過失論にあっては、 に位置づけるかという問題とも深く関連している。 違に起因しており、 値的にとらえるか、それとも、 要素にあり、結果回避義務を中心に考えるべきであるという新 過失犯はあくまで責任要素であり、予見可能性を中心に 過失犯とは、注意義務違反をいい、その過失犯の構造は、 信頼の原則を過失犯の構造の中でどのよう この対立の本質は、過失犯を結果無価 行為無価値的にとらえるかの相 信頼の原則は予見可能性自体 過失犯の本質は違法 すなわち、

> 務が過失犯の中核となり、 無価値的に過失犯をとらえる新過失論においては、結果回避義 を限定する方向で機能させることとなり、これに対して、 に注意義務を制限する機能が認められることとなる。 信頼の原則は、 予見可能性とは別

わち、過失を結果可発養りで1、性の概念の広狭によるものといってよいものと思われる。すな性の概念の広狭によるものといってよいものと思われる。すなし、一次に見てるかにあり、結局、予見可能 原則ないし要件をなすわけではないとする。第二説は、予見犯の一般的な成立要件を明示的に言い表したにすぎず、特別 基準要素であるとする。これらの見解の対立点は、見可能性を前提としたうえで、結果回避義務の認定 な標準であるとする。(8) 能性とは一応別に、予見義務そのものの範囲を制限する規範的 実上の予見可能性が否定できないにもかかわらず刑法上の予見 ると以下のようになる。 はもともと危険分配の原則から形成されたものであるから、 の注意義務を生じさせる刑法上の予見可能性とを区別して、 こ の 『能性が否定される場合であるとする。第四説は、 信頼の原則と予見可能との関連についての見解を大別 第三説は、 まず、 結果回避義務の認定のひとつの 第一説は、 事実上の予見可能性と刑 信頼の原則は、 前述したご 信頼の原則 過失 法上

区別して掲げることは、 理的な帰結であり、

さらに別の次元からする制限的・限定的な基準を与え

過失認定についての予見可能性という

信頼の原則を予見可能性とは一応

信頼の原則を予見可能性とは一応別なものとして考えるのが論

そして、

価値判 るという意味において実益があるように思われる。 信頼の原則が「許された危険」の法理という利益衡量 断を前提とするために、国家、 社会の有益性が重視され むろん、 実

判があることを忘れてはならないだろう。 おれ、事案の個別性が無視され機械的判断におちいるという批われ、事案の個別性が無視され機械的判断におちいるという批 者の過失は、行為者の注意義務の範囲外にあるという仕方で行 るという批判や、この信頼の原則を判断基準とする場合、 被害

わが国の判例が交通事犯において、

信頼の原則を承認し

る。第二に、適切な行動を信頼しえない特別な事青が四囲の青(エイン) ない場合が考えられる。(15) 況の中に存する場合で、 で、 切な行動を信頼しえない特別な事情が被害者自身に存する場合 頼 た三つの要件が具備されていったからである。しかし、この信通環境の整備、ならびに、交通教育・交通道徳の普及、といっ ていった背後には、自動車の高速度かつ円滑な交通の必要性、交 の原則の適用にも以下の限界が認められる。まず第一に、 .は回避しうる場合である。 第二に、適切な行動を信頼しえない特別な事情が四囲の情 被害者が幼児・児童、 第三に、 道路その他の交通環境が整備されてい 老人、 結果の発生を容易に認識しあ 酩酊者、身体障害者、その 適 他

判例 の動向

は、 左折車両と後続左側直進車両との衝突事故に関する判例 例えば、 最高裁判昭和四五年三月三一 日 (刑集二四

> 者は、進入しようとする道路の幅員が狭く、かつ鋭角をなし 巻三号九二頁)は、 「交差点で左折しようとする自動車の 運 そ

限り道路左側に寄つて除行をし、更に後写鏡を見て後続車 までの義務はない」としている。この最高裁判決の趣旨を踏襲 講じて、左後方のいわゆる死角にある他車両の有無を確認する 有無を確認したうえ左折を開始すれば足り、それ以上の方法 場合にも、道路交通法規所定の左折の合図をし、かつ、できる いるため、あらかじめ道路左端に寄つて進行することが困難な 莇

転車を横転し、被害者を轢死させたという事案であり、「交差点 で左折しようとする車両の運転者は、その時の道路および交通 五頁)である。これは、大型貨物自動車が左折時に、足踏式自 したのが、最高裁判昭和四六年六月二五日 (刑集二五巻四号六

運転者が交通法規を守り追突等の事故を回避するよう適切な行 たのちは、特別な事情がないかぎり、後進車があつても、その の状態その他の具体的状況に応じた適切な左折準備態勢に入つ 動に出ることを信頼して運転すれば足り、それ以上に、あえて

転車であつてもこれを例外とすべき理由はない。」としている。 **うることまでも予想した上での周到な後方安全確認をなすべ** 法規に違反し自車の左方を強引に突破しようとする車両のあり 注意義務はないものと解するのが相当であり、後進車が足踏自

この判決は、大型貨物自動車と足踏自転車との衝突事故に対し を認定している点で画期的な判決であるとされている。 「信頼の原則」の概念をもちいて、その左折時の注意義務 この最

て、

批評されている。(は、後方安全確認義務を果たしたあとでなければならない、とは、後方安全確認義務を果たしたあとでなければならない、と らない。 頼の原則を認めることは、 が 高裁判例に対して、 一被害者になりやすい左折の場合に、本決定のような程度で信 巾寄せをしない左折の際に信頼の原則を適用」するに 西原教授は、 大いに疑問であるといわなければな 「判断力の少ない足踏自転

車

間隔をおいて徐行し、進路を左側に変更すると自車の左斜後方 図をした場合であつても、車道左側端から約一・七メートルの 車両の運転者は、交差点の手前約二二メートル付近で左折の合 H を追尾しその左側を追い抜く可 (刑集二八巻三号五二頁)は、「交差点で左折しようとする 右の二つの最高裁判例に続き、 |能性のある後進車(自動| 最高裁決定昭和四九年四月六 二輪車)

務がある。」とした。この最高裁決定と先の二つの最高裁判例 動静に注意を払い安全確認をしたうえ左折を開始すべき注意義 の最高裁判例は、 交法二六条二項の適用がある場合で、 と矛盾するかのように見えるが、右決定においては、当時の道 の進路を妨害してこれと接触する危険があるときは、 その論旨の矛盾はないと解されている。緊高裁判例は、道交法三四条五項が優先的に適用される場合 先の過失を否定した二つ 同 |車の

一二月一日 五〇年一一 として次の二つがあげられる。 (東高刑時報二四巻一二号一七八頁)と大阪高判 月一三日 (刑裁月報七巻一一=一二号八八四頁) すなわち東京高判昭和四八年

ば

ならないことになる場合を除き、当該合図をした車両の進路

交差点における左折時の後方確認義務を否定した判

和

において追突等の危険防止のため適切な措置をとり、 法に追抜くことが許されない状況にあるときは、 合には、その時点において後続車があつても、同車が自車を適 した後、できる限り車道左側端に寄つて左折の態勢に入つた場 左折しようとする車両の運転者は、 ある。 大阪高裁昭和五〇年一一月一三日判決は、「交差点で 交差点手前で左折の合図 同車の運転者

このような、左折時の後方確認義務の否定の流れから肯定への に 0) 動車の左折時における原動機付自転車との衝突の事案に、 おける左折時の後方確認義務を否定した判例は見られない。 原則の適用を肯定している。この二つの判例以外に、交差点

害しないものと信頼して左折することができる。」として、

自

具体的予見可能性の判断に決定的な影響を及ぼすものであると 思われる。つまり、井上 昭和四六年改正を境にして顕著にその流れが転換していること 流れの判例の変化について、井上(祐)教授は、 を主張しており、注目に値するものということができるものと 昭和四六年法九八改正(昭和四六年一二月一日施行)が、三 (祐)教授は、道交法上の行動基準は 道交法三四条の

「…左側端に……寄ろうとして……合図をした場合におい 当該合図をした車両の進行を妨げてはならない」を同条五 その後方にある車両は、 寄ろうとして……合図をしたときは、その後方にある車両 四条四項「左折……しようとする車両が……道路の左側に…… その速度又は方向を急に変更しなけれ

とし、 異にする。」とされ、本件はまさに、後者の基準に出発点をは、左折に際して生ずる危険分配において、その発想の基礎 折行動にその基準をおいているからである。 れがある限り、 後進車の進路変更にどう影響するかという左折車の態度を出発 ているのであり、 存否の基準を左折合図を現認した被害車の避譲措置を出発とし 六 ており、 事案を異にする」といったレベルでないことを主張され 「年の道交法改正前の右最高裁の二判決の認定基準は、 変更を妨げてはならない」としたことは、 「左折車の左側端への幅寄せ又は左折開始のため その進路変更が後進車の速度又は方向の急変を伴うおそ 昭和四六年の改正前の右最高裁の一 極めて重要な変化であるとされる。 左折そのものをその間避けよというように、 改正後の交差点における両車両 後者の基準に出発点をお 道交法上の この両行動基準 判 そして、 決とは、 の行動基準 0) 行動 昭和 単に る。 基

> しれ つ原則」であることを考え合わせるならば、は、道路交通の円滑な運行と人命の安全との Ļ な意義を有するものであり、 原則のより具体的な認定をなしたものと評価でき、大変、 は、 機 ない。石堂教授が指摘されるように「そもそも信頼の原則 そのゆきすぎの反省であるとも捉えることができるかも 械的判断にお の円滑な運行と人命の安全とのバランスの上に立 ちいりやすいという問題点にお 今後の同様の事例における判例 本判決は、 て、 信頼 0

決

### 注

集積が待たれるところである。

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 西原春夫『交通事故と信頼の原則』 (昭和四 1四年) Щ

(3)信頼の原則は、ナチスの法思想の一端を担って登場(2)西原・同書七九頁以下参照。

でした

(昭和四八年)八頁以下、七〇二号(昭和四八年)一三頁以誠二「信頼の原則とナチスの法思想⑴②」判例時報七〇一号想の登場以前に、実質的に認められている、とされる(斉藤 う用語は用いていないが、この考えが、すでにナチスの法思 下参照)。これに対して斉藤(誠)教授は、「信頼の原則」とい 失犯の理論」法政研究三九巻一号〔昭和四七年〕三八頁以 ものである、とする主張がある(井上祐司「信頼の原則と過

内輪差による左折時の危険というものが看取しうる。 基準にそって処理したものということができるかもしれない。 な事案で、それゆえに、大型自動車の有する死角および著し |踏式自転車との衝突事故であり、 まさにこのような危険の分配 左折車と後続車との衝突、 を 母子三人が轢死 しかも大型貨物自動車と 左折車規制 の新し という悲惨 本判決 い行動 下参照)。

信頼の原則の適用が

ともすれば、

事案の個別性

|を無視

足

本作は、

結語——

本判決の

意義

件札幌高裁昭和五一年三月一八日判決(判例タイムズ三三六(4) チーム医療過誤については、いわゆる北大電気メス禍事 号一七二頁)が挙げられる。 西原 前掲書三七頁以下参照、 中義勝 「過失犯における

(昭和四一年)四九頁以下参照。許された危険の法理・危険分配」『日沖還暦祝賀・過失犯⑴

- 年)一「三頁以下参照。の「考察」中京大学大学院生法学研究論集創刊号(昭和五六の「考察」中京大学大学院生法学研究論集創刊号(昭和五六(6) この過失犯論の争いに関しては、拙稿「過失犯について
- 論争──』(昭和五○年)一七六頁。 頁、三井誠「予見可能性」藤木英雄編『過失犯──新旧過失(7)平野龍一『刑法総論I』(昭和四七年)一九七-一九八
- 年)二二六頁。 年)二二六頁。 年)二二六頁。 日本四八年)七七頁、木村静子「過失犯にお判例第二版』(昭和四八年)七七頁、木村静子「過失犯にお判の二年)八九頁、金沢文雄「過失」ジュリスト増刊『刑法の四二年)八九頁、金沢文雄「過失」が変字論集二〇巻六号(昭和(8)板倉宏「過失犯の研究(4)警察学論集二〇巻六号(昭和(8)板倉宏「過失犯の研究(4)
- にはほぼかわらないであろう。(9)西原・前掲書二二頁。なお、この見解は第二説と実質的(9)
- (10)藤木英雄『刑法講義総論』(昭和五○年)二四九頁。にはほぼかわらないであろう。
- 三巻』(昭和五四年)七七・七八頁。(11)山中敬一「信頼の原則」中山研一他編『現代刑法講座第
- 負参照。(12)井上祐司『行為無価値と過失犯論』(昭和四八年)五九
- (13) 山中・前掲論文八一頁以下参照。
- (4) 西原・前掲書三二九——三三七頁参照。
- (16) 西原・前掲書三三九――三五二頁参照。(15) 西原・前掲書三三七・三三八頁参照。
- に対する注意義務の限度」判例タイムズニ六三号(昭和四六野昭一「交差点で左折しようとする自動車運転者の後続車両ムズニ七一号(昭和四七年)七八頁。同様の批評として、佐(17)西原春夫「左折車両の運転者の後方注意義務」判例タイ

違反を認めるに当り、裁判所は、死角内に被害自転車が入り。 「たがして、井上(祐)教授は、「左折車の後方安全確認義務事故判例百選(第二版)」(昭和五〇年)一九七頁参照。これ(18)中武靖夫「左折の際の後続車に対する注意義務」『交通務」判例時報六四九号(昭和四七年)一三九頁以下参照。務」判例時報六四九号(昭和四七年)一三九頁以下参照。

こむ前にこれを捕捉し、それとの関係で安全確認しつつ一時

解説』〔昭和五七年〕一五六頁)とされ、前述のようなパラ解説』〔昭和五七年度重要判例動車の後続車両に対する注意義務」『昭和五六年度重要判例へによって基礎づけられるのか、また、被告人の安全座認高務違反が道交法との関係では何条違反に該当するのかについては言及するところがない。」(井上祐司「左折大型貨物自いては言及するところがない。」(井上祐司「左折大型貨物自いては言及するところがない。」(井上祐司「左折大型貨物目がで確実に回避体制をとったことを確認した上で左折せよというのである。この場合、自転車が左折車の走過後に左折するか、死角内にある自転車避譲して直進車の通過後に左折するか、死角内にある自転車

)井上・前掲論文一五七頁。

レルな関係について疑問を示されている。

- 3)井上・前掲論文一五八頁。5 井山・前掲論文一五八頁。
- (昭和六一年)六一頁。(昭和六一年)六一頁。(21)石堂功卓「交通犯罪の今日的問題」刑法雑誌二七巻一